

表現の不自由展「中止事件」 決定の妥当性と残る課題

はじめに

2019年8月から10月にかけて開催された国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の一環として展示された「表現の不自由展・その後」では、開始直後から一部の展示作品について抗議が殺到し、3日間で中止を余儀なくされた。

その後、8月9日には、愛知県において、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」（以下、「検証委」という）が設置され、筆者はその一員として検討に加わった（注1）。検証委は、9月25日、事実関係の調査結果や問題点を分析した上

で、早期の再開を求める「中間報告」を取りまとめた。それを受けて会期末の迫る10月8日、抽選で入場を認める形で再開された（後掲記事を参照）。

中間報告は、報告本体と付属する五つの「別冊資料」で構成されている。中止事件をめぐる法的な論点については、「別冊資料2」（表題「憲法その他、法的問題について」）において詳細に検討されている。同資料は、検討委の議論を踏まえて、筆者が論点を整理したものである。本稿はこの資料を基礎としているが、そこに言及のない点は筆者の私見である。

注1 構成員は、山梨俊夫座長（国立国際美術館



曾我部真裕

そがべ・まさひろ

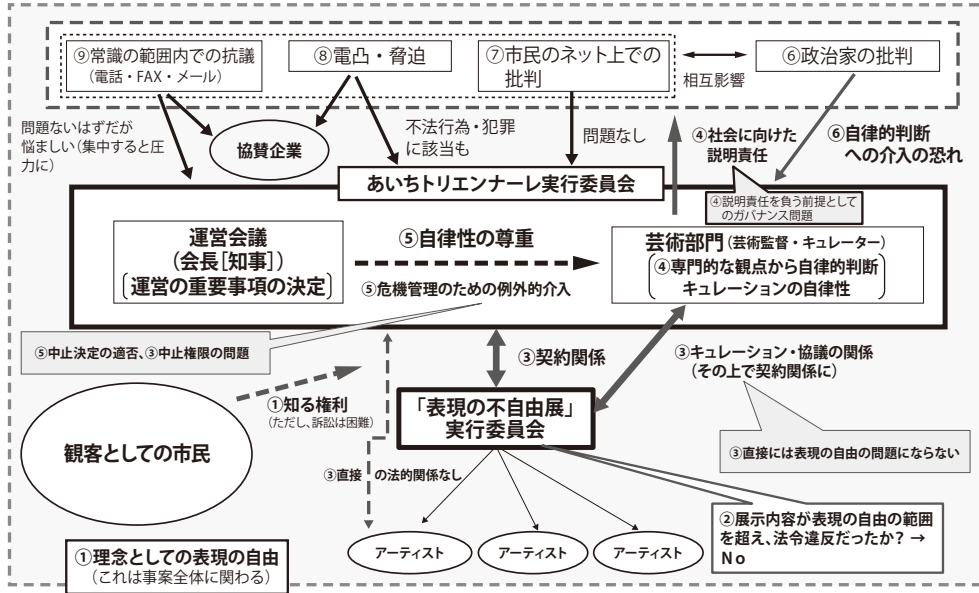
京都大学大学院法学研究科教授
1974年生まれ。京都大学法学部卒。専門は憲法、情報法。同大学院法学研究科講師、同准教授、パリ政治学院客員教授などを経て現職。著書に『反論権と表現の自由』（有斐閣）、共著に『情報法概説』（弘文堂）、『古典で読む憲法』（有斐閣）など。

長、上山信一副座長（慶応大学教授）、岩淵潤子（青山学院大学客員教授）、太下義之（国立美術館理事）、金井直（信州大学教授）の各委員と筆者である。検証委については、本文で言及する中間報告や別冊資料2も含め、愛知県のウェブサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/aititorienneale-kennsyoun.html>）参照。なお、中間報告とりまとの後、名称が「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会」に変更されている（ただし、本文では当初の名称を用いる）。

法的問題の全体図

別冊資料2では、「法的問題の全体図」

図 法的問題の全体図



を提示している(図)。まず強調しておきたいのは、不自由展をめぐる議論では、

「表現の自由」(芸術の自由はその一部である)や「検閲」といったキーワードが多く語られたが、今回の問題に関する法的な論点は複雑であり、これらのキーワードだけで語ることは全くできないということである。この全体図を一見するだけで、関係者が多数にわたり、その数だけ多数の関係があることが分かるが、それぞれの関係ごとに法的な議論の仕方は異なるのである。

そして、重要なことは、実は、この全体図において、憲法21条の表現の自由が典型的・直接的な形で問題となる場面はない、ということである。これは驚くべきことかもしれない。憲法上の表現の自由が典型的・直接的な形で問題となる場面とは、例えば、ある芸術作品がわいせつであるとし

て処罰される(刑法175条)ような場合である。ここでは、作家が自ら確保した場において公開した作品が、公権力によって妨げられている。つまり、憲法上の表現の自由とは、典型的には、表現活動が公権力(国又は自治体の権力)によって妨げられない権利のことである。逆に言えば、表現の場を用意することを国や自治体に対して求める権利、より具体的には、公立美術館において自らの作品を展示するよう求める権利は、憲法上の表現の自由には含まれない。

今回の不自由展で議論の最大の焦点となった、トリエンナーレ実行委による不自由展中止決定について言えば、不自由展は、トリエンナーレ実行委によるトリエンナーレの開催方針に基づいて不自由展実行委に開催を依頼したもので、両者の間には契約書が交わされている。契約に基づいて表現(展示)の場を提供したという形である(その限りでは、「便宜供与」だという世上なされた指摘は正しい)。中止決定も契約の規定に基づいてなされたものであつて、つまりは事前にそのようなこともありうるとして合意された取り決めに基づいている。もちろん、契約書には過度の抗議があつた場合には

中止できると具体的に規定があるわけではないから、中止の理由が契約で定められた場合に当たるかどうかは争いの余地はあるが、いずれにしても契約の解釈の問題であって表現の自由の問題ではない。

では、今回の事案で、憲法上の表現の自由は全く無関係だと言えるだろうか。この点について、別冊資料2では、「理念としての表現の自由」という考え方を提示している。

理念としての表現の自由

別冊資料2が「理念としての表現の自由」という考え方を提示したのは、前述したような意味で、今回の事案の個々の論点が典型的・直接的には憲法上の表現の自由の問題にはならないとしても、それらを考える上で表現の自由の理念を十分に考慮しなければならぬと考えたからである。そこで、表現の自由の基本的な考え方を改めてまとめておきたい。

まず、表現の自由はなぜ大事なのだろうか。この点について端的に次のように述べたヨーロッパ人権裁判所の判決があり、参考になる(①から④の数字は筆者が付加したもの)。(注2)

表現の自由は①民主的社会的の本質的基礎であり、②社会の発展及び③すべての人間の発達のための基本的条件である。表現の自由は、好意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさない、またはどうでも良いこととみなされる『情報』や『思想』だけではなく、④国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、または混乱させたりするようなものにも、保障される。

ここで述べられた考え方は、日本においても全く同様に当てはまる。つまり、①民主的社会的では、政策を自由に論議したり、政府を批判したりすることが不可欠であり、そのためには表現の自由が欠かせない。②たとえば、女性の地位の発展の歴史を見れば分かるように、今日、ある程度の社会的な男女平等が実現されてきているのは、男性中心社会が様々な形で批判され、女性の権利が主張されてきたからである。表現が抑圧されていけば、このような社会の発展はなかつただろう。③人は、自ら表現をし、あるいは多様な表現に触れることによって自己の考えを深め、視野を広げることができる

ことは言うまでもない。①から③までが、表現の自由が重要であるとする論拠あるいは表現の自由を保障する意義に当たることが、こうした意義を十分に發揮させるためには、耳障りの良い表現だけではなく、ある人々にとつて嫌悪すべき表現も自由になされる必要がある。ヒトの先祖はサルであるという主張は、天地創造説を信じる人々にとつては神をも恐れぬ許しがたいものであるが、こうした主張が人を傷つけるがゆえに認められないとすれば科学の発展、ひいては社会の発展がないことは明らかだろう。

もちろん、表現の自由といつても限界はある。一例を挙げれば、名誉やプライバシーといった特定個人の権利を侵害するようなものや、子どもの性的搾取の環境である児童ポルノの製造や流通といったものは、表現の自由を上回る価値があるものとして規制することが許される。ただし、規制は必ず法律によつて根拠が与えられなければならない。また、多数派の道徳観や常識に反するという意味で、ショックを与えるといった程度の理由で、表現の自由を制限することは、今回述べた表現の自由の基本的な考え方に反することと言わざるを得ない。

注2 ハンディサイド判決(1976年12月7日)。同判決の解説として、戸波江二ほか(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(2008年、信山社)144頁(江島晶子執筆)。

「少女像」は日本人へのヘイトか

さて、以上の考え方を今回の事案に即して考えてみるとどうなるだろうか。今回、抗議の対象とされた作品(キム・ソギョン、キム・ウンギョン「平和の少女像」、大浦信行「遠近を抱えてPart II」、中垣克久「時代の肖像―絶滅危惧種 idiot JAPONICA 円墳―」)が、違法なものと言えるだろうか。言うまでもないが、違法なものと言えるか、表現の自由の限界を超えて規制が可能なものかどうか、という評価は、作品の芸術的評価とも、作品から読み取りうる政治的メッセージの是非とも無関係である。

「平和の少女像」は、日本あるいは日本人に対するヘイトスピーチではないかが問題とされた。日本も加入している(ただし、一部を留保している)人種差別撤廃条約では、いわゆるヘイトスピーチを禁止すべき旨の規定(4条)がある

が、国内法ではヘイトスピーチを一般的に規制する法律はなく、したがってヘイトスピーチの法律上の定義はない。ただ、関連するものとして、いわゆるヘイトスピーチ解消法があるが、今回の展覧会で仮にいわゆる反目的な表現があったとしても、この「不当な差別的言動」に当たるとは、その定義上あり得ない。同法は「本邦外出身者」に対する言動を問題にするものであるからである(また、同法は、罰則はおろか明確な禁止規定もない「理念法」である)。ましてや、特定の作品を解釈した者がヘイトスピーチ的だと感じただけでは、違法とはならない。ヘイトスピーチを規制する諸外国においても、処罰の対象となるのは、誰が見ても差別や憎悪を扇動したりするようなものに限られるのであって、平和の少女像がそれに当たるものでないことは明らかである。

昭和天皇を描いた版画が焼かれ、足で踏みじられる映像を含む「遠近を抱えてPart II」について考えるに、一般論として、生存する特定の人の肖像(写真であれ版画であれ)を燃やすのは侮辱として犯罪(刑法231条)や、不法行為(民法709条)となりうる。しかし、物故

者は権利の主体ではなく、不法行為法上、遺族の「敬愛追慕の情」の侵害が問題となるにとどまる。「敬愛追慕の情」は、本人の直接の権利侵害の場合よりも保護の程度が下がり、「敬愛追慕の情」を違法に侵害したかどうかは、表現の意図、表現内容、対象人物の地位などを総合的に判断し、許容限度を超えたかどうかで判断する。そうすると、天皇は公人の中の公人で、様々な表現の対象となることは当然あり得る。また、作家は侮辱的な意図ではなく芸術的な狙いをもって制作したもので、法的な意味で侮辱に該当するとは言えない。名誉毀損にも当たらない(刑法230条2項参照)。

「時代の肖像」については、特攻隊に對する侮辱であるなどと批判されたが、作家はそもそもそれが事実誤認であると述べているし、特攻隊という現存しない組織を抽象的に批判することが違法にならないものではない。

これらの作品が、一定数の人々にとつて不快なもの、あるいは衝撃を与えるものであったことは確かだろうが、前述の通り、それだけで違法となるものではない。もつとも、一般論として、こうした性格の作品については、ゾーニング等の

展示上の配慮が求められることが多いが、これは違法かどうかとは直接関係はない。なお、不自由展が行われたスペースは、他の展示を順次鑑賞する動線からは外れたところに設けられており、一定の配慮がなされていた。

政治的プロパガンダか

不自由展に向けられた批判として、上記の3作品をはじめ、左翼的な作品ばかりであり、政治的なプロパガンダであったり許されないのではないかとというものがある。この点は二つの問題に整理することができよう(注3)。一つは、県立美術館でこうした展示を許すことは、県がその政治的な立場を支持していることになり、行政に求められる政治的中立性に反するのではないかとということである。もう一つは、仮に県がそうした政治的立場を支持しているとは言えないとしても、公立美術館で特定の政治色の強い作品展示を認めることは、公金で支えられる公立美術館という性質上、許されないのではないかとということである。両者の問題はひとまず区別可能であるが、重なるところもあり、両者共通のキーポイントは、

芸術部門の「自律性の尊重」である(図の⑤。文化芸術基本法2条1項も参照)。

第一に、県立美術館でこうした展示を許すことは、県がその政治的な立場を支持していることになり、行政に求められる政治的中立性に反するのではないかとという問題についてである。県知事が直接関わって、あるいは県の通常の行政部門の判断として

展示を認めたのであれば、当該展示の内容を多かれ少なかれ支持したことになるといえる。シンポジウムその他のイベントを自治体が後援するような場合も同様であろう(ただし、政治色ある作品が一部含まれているだけであったり、作品が多義的なものだったりすることもあり、個別的な判断が必要である)。しかし、美術館なり、芸術祭の芸術部門なりが、美術の観点から意義があると自律的に判断をした場合には、仮にその作品に政治的メッセージが含まれていたとしても、

県そのものがそのメッセージを支持したことにはならない。ただし、芸術部門が独自に判断をしたということがその前提条件であり、芸術部門の自律性が確保されていることが重要である。芸術部門の自律的判断が介在することで、県の判断そのものとの切断がなされるのである。

表現の扉再び開く



愛知県で開かれている国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」(津田大介芸術監督)の実行委員会は8日午前、中止になっていた企画展「表現の不自由展・その後」の入場を同日午後2時10分から再開すると、公式サイト上で発表したが、8月3日に展示が中止された以来前日ぶりにすべての作家が展示に復帰する。

▼3面▶対話促す試み、9面▶会場では

不自由展の作家のほか、不自由展の中止に抗議して展示を取りやめていた作家らも含む、国内外15組も展示を再開した。不自由展の入場は安全対策のため、入場者が制限される。この日に入場できるのは計10人。手荷物を預け、金属探知機で検査を受けた後で展示室に入る。このほか会場の安全対策として、「電話」(電話による攻撃)対策、警備対策の強化▽金属探知機によるチケットの抜き取り防止▽動画撮影を禁止する、といった対策を講じる。

「表現の不自由展・その後」の再開を伝える朝日新聞＝2019年10月8日付夕刊

第二に、公立美術館で特定の政治色の強い作品展示を認めることは、公金で支えられる公立美術館という性質上、許されないのではないかと指摘についてである。この点については、まず、芸術と

政治とは切り離せないということ認識する必要があり。とりわけ、現代美術では、現代の社会問題をそれぞれの作家の視点から表現することがしばしばあり（このことはあいちトリエンナーレの不自由展以外の出展作品を見れば明らかである）、芸術と政治とは不可分である。

したがって、特定の立場からの政治的メッセージを含むと理解できる作品は公立美術館では展示できないとなれば、美術館としての役割そのものを果たすことができないだろう。ここでも芸術部門の自律性が重要であり、芸術的観点から選定したものであれば、政治的メッセージを含む作品を展示することは一向に差し支えないということになる。そして、非芸術部門は、安全確保など危機管理上の理由で介入することはできるが、作品内容を理由に芸術部門の判断を否定することは許されない（図の⑤）。こうした考え方が、実質的な表現の自由を確保する所以である。以上のような意味において

は、民間ギャラリーでは展示可能であるが、公立美術館や公金で運営される芸術祭では展示できない作品というものは存在しないというのが基本的な考え方である（注4）。

以上2点に共通するキーポイントは、芸術部門の専門的な自律性であり、それが機能している限りは、政治的な作品が展示されたとしても、県がそれを支持したことはないし、公立美術館で展示することも問題ないといえる。もちろん、芸術部門は専門家としてその判断に説明責任を負うし、他の専門家や市民からの批判にさらされる。

しかし、一般論として、芸術部門の自律性が暴走する可能性もあるだろう。今回の不自由展でも、この観点からの批判がなされたところである。この場合でも、芸術部門の頭越しに運営部門が介入することは許されないと考えるのが基本であろう。芸術部門の暴走は、上述のように他の専門家からの批判によって抑止されるほか、芸術部門内部で、他の専門家からの意見を反映するような仕組みを構築することが本来望ましい。今回のトリエンナーレではこの点が課題として残る。

注3 なお、実際のあいちトリエンナーレの主権者は実行委員会であり、県が直接の実施主体であるわけではない点でより複雑だが、以下の議論ではその点は簡略化し、県を主体として議論している。

注4 ただし、公立美術館や公金で運営される芸術祭では、民意の反映ということも重要である（文化芸術基本法2条9項も参照）。例えば、美術館を設置するかどうか、設置するとして現代美術館にするのか伝統美術の美術館にするのか、といったことは民主的プロセスで決定可能であるが、具体的なコレクションのあり方は、芸術の専門家の判断が尊重されるべきである。あいちトリエンナーレについて言えば、こうした芸術祭を開催するかどうかや、国際現代美術展が柱の一つとなることは民主的プロセスで決定可能であろうが、その具体的な内容は芸術部門の判断が尊重される。現代美術展を開催することとした以上、例えば印象派のような「芸術祭は家族で楽しく見る」といった作品ばかりにはならないということ は当然に留意されているはずである。

中止決定について

不自由展の中止は、トリエンナーレ実行委員会会長である知事の判断に基づくものであった。トリエンナーレ実行委員

会規約では、緊急の場合に会長に専決権限が認められており、実行委員会の内部的意思決定の連続性としては問題がなかった。

問題は不自由展実行委員会との関係で、この中止決定が妥当なものである。この点については、冒頭で述べたとおり、憲法上の表現の自由の問題というよりは、まずは契約の解釈の問題となる。具体的には、契約書1条7項には、「甲〔トリエンナーレ実行委員会会長〕は、災害が発生した場合又は乙等〔不自由展実行委員会各メンバー〕が第三者権利侵害等の違法行為を犯した場合、出品作品の展示が不適当となったと判断したときには、出品作品の展示を中止することができるものとする」とあるので、抗議が殺到して物理的に継続が困難となった場合が、この規定にある中止事由に当たるかどうかが問題となる。契約条項に明文がないが、今回のような場合も災害に準じる事態としてこの中止事由に当たると考えることも可能である。仮に契約上の中止事由に当たらないとしても、契約に関する一般的な原則として、客観的に契約の継続が不可能になった場合には、履行不能として契約が終了し、中止は許され

ると考えられるであろう。

ただ、今回の場合、客観的に見て、抗議の程度が物理的に継続困難であったとまで言えるかどうかについては意見が分かれていた。対策が奏功し、不自由展の会場での混乱はそれほど大きなものではなかったことには見方がおおむね一致しており、問題はいわゆる電凸対策である。

トリエンナーレ実行委員会事務局でのいわゆる電凸対策は、なされていたが不十分であつたとする余地はあるだろう。しかし、抗議電話等が実行委員会事務局だけではなく県美術館にガソリンテロを予告するFAXが届き、さらには、県庁にも抗議電話やメールでの抗議が大量になされ、協賛企業にも抗議があつた。こうした状況では、客観的に見て、継続は困難だつたとすることは十分可能であろう。なお、県庁にも抗議が殺到したことは、トリエンナーレが実質的に県の主催だと見られていたことも無関係ではないと思われ、この点からも実施体制を考え直す必要があるかもしれない。

ところで、一般論として、抗議があれば直ちに中止してよいわけではなく、表現の自由の理念からすれば、主催者が合理的な範囲で対策を講じてもおお、対応

不可能な状況になって初めて中止が正当化される。今回は、会場警備については概ね十分だつたと考えられるものの、電話対応には結果的に課題を残したといえる。しかし、県庁や協賛企業への抗議までは対応困難であり、いわゆる電凸や脅迫についてはおのずから対応に限界があると言わざるを得ない。

以上からすれば、今回の中止決定は、契約の1条7項あるいは契約の一般原則における履行不能であるとして、契約違反とはならないと考えられる。

以下、中止決定に関するそのほかの論点に簡単に触れる。まず、今回の中止決定は、トリエンナーレ実行委員会会長である知事によつてなされた。これが不自由展実行委員会の表現の自由に対する不当な介入、さらには「検閲」に当たるところではないかとの指摘があつたが、そのようには言えない。不自由展は契約に基づいて実施されているところ、中止決定は契約に違反しないことは上述のとおりである。また、「検閲」とは多義的であるが、最も厳密な意味では最高裁による定義があるものの、今回はそれには全く該当しない(注5)。また、より緩やかな意味では、表現の自由に対する不当な介入全般を広

く指すという用法も日常用語としては存在するが、契約違反でない以上、この意味での検閲だとも言えない。

次に、中止決定を行ったのが会長であったことが、芸術部門の自律性を侵害するのではないかという点も問題となるが、運営全体の責任者は会長であり、(展示内容ではなく)危機管理の観点からの介入が可能であることは上述のとおりである。なお、中止決定に至る過程で、芸術監督との協議もなされている。

さらに、契約上、中止決定を行う際には、契約の相手方である不自由展実行委員会との協議は必須ではないが、中止前に芸術監督との間で、一定の協議がなされている。

最後に、個々の出展作家の立場について簡単に述べる。出展作家は契約の当事者ではないから、一方的に中止決定を受けたことは確かではあるものの、契約に基づく主張はできない。残るのは表現の自由由来する人格的利益に基づく主張であるが、これも今回の事情においては認められる可能性は非常に低いと思われる(注6)。もちろん、出展作家に対して十分に説明し理解を得ることは実際問題として極めて重要ではあるが、この点は法

的な問題としては現れないと考えられる。

注5 税関検査事件判決(最大判1984年12月12日民集38巻12号1308頁)は、憲法21条2項で絶対的に禁止される検閲とは、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」としている。

注6 船橋市立図書館事件判決(最判2005年7月14日民集59巻6号1569頁)は、図書館職員が自らの思想信条に反する蔵書を勝手に処分したことについて、著者の人格的利益の侵害を認めた。

おわりに

残された法的論点はまだまだあるが、別冊資料2を参照していただくこととし、そこに言及のない論点について一言述べておきたい。文化庁による補助金不交付決定のことである。手続き的な理由であると言われているが真にそうであるのか、そうであるとしても他の事案との関係で平等原則に反することはないので、不自

由展はトリエンナーレ全体の一部にすぎないし、再開もしているのに全額不交付というのはいわば比例原則に反しないか、等々が問題となる。検討の際には、表現の自由の理念が踏まえられなければならないだろう。

最後に、筆者がこの間に接した美術研究者の反応として、多くの現代美術のアーティストは、「検閲」を受けないように様々な工夫をしながら、ぎりぎりの創作活動を行っているのであって、不自由展はこの運び方が稚拙であったというものがあつた。中間報告が強調したキューレーション不足の問題は、こうした指摘と通じるものがあるのであって、一面ではもつともな反応だと言わざるを得ない。しかし、今回のように、表現の自由の閉塞状況に対していわば正面突破を試みることも、それがこうした閉塞状況を社会一般に対して可視化し、その問題性を共有するきっかけとなるのであれば、無意味ではないとも思う。その意味では、今回、検証委員会が設置されて事実関係を明らかにし、考え方を整理したことは非常に重要なことであり、それを基礎に多くの議論がなされ、深められることを期待したい。

J